

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

関係機関	公民協働推進室、産業振興室
------	---------------

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は、府と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけ、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

道路・鉄道情報の共有について、市は府と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資を確保し、男女別のスペースを設置する。
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法を周知する。
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認（家族間であらかじめ決定）する。
- 6 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備する。
- 7 これらを確認するための訓練を実施する。

第2 徒歩帰宅者への支援

市は、府が国・市町村・関西広域連合等と連携しながら進める簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みに協力する。